

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方議会からの意見書（５） －参議院が受理した意見書の主な項目（令和３年）－
著者 / 所属	根岸 隆史・内藤 亜美・伴野 誠人・永籬 舞衣 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448 号
刊行日	2022-7-29
頁	203-210
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013） / 03-5521-7686（直通））。

地方議会からの意見書（５）

— 参議院が受理した意見書の主な項目（令和３年） —

根岸 隆史

内藤 亜美

伴野 誠人

永簾 舞衣

（行政監視委員会調査室）

1. 意見書の主な項目の紹介

- （１）林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化
- （２）地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策等
- （３）離島振興法の改正・延長
- （４）国土強靱化に資する社会資本整備等
- （５）豪雪地帯対策特別措置法の改正等

2. おわりに

1. 意見書の主な項目の紹介

本稿では、これまでの「地方議会からの意見書（１）、（２）、（３）、（４）」¹に続き、令和３年に参議院が受理した意見書の中から、その主な項目について、関連する制度の概要や課題などを示しつつ紹介する²。

¹ 根岸隆史・徳田貴子・伴野誠人・永簾舞衣「地方議会からの意見書（１）」『立法と調査』No. 444（令4. 4. 14）、根岸隆史・内藤亜美・木村克哉・嵯峨惇也「地方議会からの意見書（２）」『立法と調査』No. 445（令4. 4. 28）、根岸隆史・徳田貴子・伴野誠人・永簾舞衣「地方議会からの意見書（３）」『立法と調査』No. 446（令4. 6. 1）及び根岸隆史・内藤亜美・木村克哉・嵯峨惇也「地方議会からの意見書（４）」『立法と調査』No. 447（令4. 7. 8）

² 本稿は令和４年７月６日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

(1) 林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化

主な要望事項

- 森林の多面的機能³を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため⁴、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること⁵。
- 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の持続可能な発展を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

我が国の森林資源は、戦後からの人工林の造成等により十分に蓄積され⁶、平成28年5月閣議決定の森林・林業基本計画では、利用期を迎えた森林資源を循環利用し、林業・木材産業の成長産業化を図るとされた。その結果、十分な成長量と森林蓄積を維持しつつ木材供給量の拡大⁷、林業産出額の増加など一定の成果を上げる一方で、主伐面積に対する再生林面積は約3割にとどまり、豪雨の増加により山地災害が頻発するといった新たな課題も生じている。令和3年6月閣議決定の新たな森林・林業基本計画では、再生林等により森林の適正な管理を図りつつ、引き続き成長産業化に取り組むことにより、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するとされた。

新たな森林・林業基本計画等を踏まえ、政府は、森林整備事業、治山事業、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等を通じ、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再生林の省力化・低コスト化や、流域治水と連携した治山対策の強化、「新しい林業」⁸経営モデルの構築、木材加工流通施設の整備、ICTを活用したスマート林業やエリートツリーの生産拡大等の林業イノベーションの推進、都市部における木材利用の強化⁹等、林業・木材産業への総合的な施策を実施している。なお、令和3年3月の法改正¹⁰により、間伐等の実施や成長に優れた種苗の母樹の増殖を促進する措置を継続するとともに、成長に優れた種苗の母樹から育成された苗木を積極的に用いた再生林を推進する仕組みが創設されている。

³ 国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材を始めとする林産物供給等の働きをいう。

⁴ 我が国は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指しており、大気中の温室効果ガスの吸収源としての森林の役割とともに、木材の建築物等での利用による炭素の長期間貯蔵も期待されている。なお、令和2年度の二酸化炭素吸収量のうち、森林の吸収量は約9割を占めている。(「令和3年度森林及び林業の動向」(令4.5閣議決定)56頁)

⁵ 令和4年度予算の森林整備事業費は1,248億円、治山事業費は620億円であり、林野関係予算の約6割を占める。また、令和3年度補正予算では、森林整備事業費461億円、治山事業費306億円が追加された。

⁶ 我が国の森林面積(令和2年4月1日時点)は、国土面積の約3分の2に当たる2,510万haであり、ほぼ横ばいで推移しているが、森林資源量を表す「森林蓄積」は年々増加しており同時点で5,410百万m³となっている。

⁷ 国産材利用量は平成26年の24百万m³から令和元年には31百万m³まで増加している。

⁸ 新たな森林・林業基本計画では、エリートツリーや遠隔操作・自動化機械の導入等、新技術の活用により、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組を推進することとされている。なお、エリートツリーは、国立研究開発法人森林研究・整備機構が成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等を行って得られた個体から成長等がより優れたものを選抜して得られた精英樹。

⁹ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第77号)により、公共建築物だけでなく民間建築物を含む建築物一般において木材の利用を促進するとされた。

¹⁰ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和3年法律第15号)

(2) 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策等

主な要望事項

- カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。
- 海水温上昇¹¹に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 被害対策の策定と支援を行うこと。
- 長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

近年、サケ・サンマ等の不漁¹²やコンブの分布域の減少¹³、北海道でのブリの豊漁など、気候変動に伴う海水温上昇等による水産資源や漁業等への影響が指摘されている。政府は、水産基本計画（令和4年3月閣議決定）において、海洋環境の変化への適応のため、気候変動の影響も検証しつつ、新たな資源管理システムによる科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を推進するとともに¹⁴、漁獲対象種・漁法の複数化等の複合的な漁業等操業形態や、多目的漁船・省エネ型漁船等の次世代型漁船への転換、サケに関するふ化放流と定置漁業の合理化等を推進するなどとしている。

令和3年9月に北海道太平洋沿岸で発生した赤潮¹⁵では、広い海域でサケやウニのへい死等が発生し、被害見込みは約82億円に上っている¹⁶。政府は、漁業共済等による減収補填のほか、北海道赤潮対策緊急支援事業として令和3年度補正予算に15億円を計上し、漁業者等による漁場環境回復の取組や赤潮の発生予察手法の開発等に対する支援を行っている。

また、コロナ禍においては、外食から内食への食の需要の変化を受けた高級魚介類や養殖品目の価格の下落¹⁷、外国からの入国制限による水産業の人手不足¹⁸等が生じた。このような状況を踏まえ、政府は、在庫が滞留する魚種を買取・冷凍保管する際の保管料等や、漁業や水産加工業における代替人材の雇用等の支援などを実施している。

¹¹ 我が国近海における令和2年までのおよそ100年間にわたる海域平均海面水温（年平均）の上昇率は+1.19℃/100年で、世界全体で平均した海面水温の上昇率（+0.56℃/100年）よりも大きい。

¹² 令和3年の漁獲量は、サケ約5.4万トン、サンマ約1.8万トンと過去最低レベルとなった。こうした状況を踏まえ、水産庁は「不漁問題に関する検討会」を開催し、サンマ、スルメイカ、サケを例とした不漁の要因分析や、不漁が長期的に継続した場合の施策の在り方等の検討を行い、令和3年6月に取りまとめを行った。

¹³ 特に温暖化の進行が著しいシナリオでは、北日本のコンブの分布域は2090年代に1980年代の0～25%になると予測する研究もある（北海道大学ウェブサイト〈https://www.hokudai.ac.jp/news/191031_repr.pdf〉）。

¹⁴ このため、水産基本計画では、MSY（最大持続生産量）に基づく新たな資源評価を着実に進めるとともに、不漁など海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究を進めるとされた。なお、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」（令2.9）では、令和12年までに漁獲量を平成22年水準（444万トン）まで回復させることが目標とされている（平成30年の漁獲量は331万トン）。

¹⁵ 令和3年度北海道赤潮対策緊急支援事業委託研究では、令和3年7～8月に北西太平洋で発生した海洋熱波の影響が示唆されている。

¹⁶ 令和4年2月28日現在。サケが約0.7億円、ウニが約74億円等。そのほか、日高地方において、ツブ貝等の壊滅的な被害により今後複数年で最大90億円程度の被害が見込まれるとの報告があり、精査が必要とされる。

¹⁷ 令和元年比でクロマグロの消費地価格が－9%、養殖マダイの産地価格が－15%等（令和3年9月時点）。

¹⁸ 例えば、漁船漁業職種の技能実習生は令和2年3月の1,917人から4年3月には1,027人に減少した。

(3) 離島振興法の改正・延長

主な要望事項

- 現行の離島振興法¹⁹が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長すること。

離島²⁰は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全と併せて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。一方で、他地域と比較して厳しい条件下にあり²¹、人口減少が長期継続し、高齢化が急速に進行しているほか²²、産業基盤、生活環境等に関する本土との格差が生じている。

離島振興法は、離島を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に10年間の限時法として制定され、数次にわたる延長・改正がなされてきた。平成25年に施行された現行法では、法の目的規定に地域間の交流や離島における定住の促進等が明記されたほか、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化などソフト施策に関する配慮規定等が定められるとともに、国は、必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、実施する責務を有する旨が明示された。現行法の下、離島地域を有する26都道県は離島振興計画²³に基づく取組を行っており、国は、従来の公共事業や産業振興等の離島振興策に加え、平成25年度に創設した離島活性化交付金²⁴により、海上輸送費の軽減等を通じた戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進や、観光の推進等による交流拡大の促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組に対し、支援を行っている。

現行法に基づく離島振興計画の取組状況については、令和2年に国土交通省が関係地方公共団体に対し行った調査において、都道県が概ね「計画どおりの成果がでた」と評価する一方で、人材や財源不足等により「計画を下回る成果」とする市町村も見られた²⁵。

¹⁹ 昭和28年法律第72号。現行の離島振興法（以下「現行法」という。）の適用期限は令和5年3月31日である。

²⁰ 我が国を構成する6,852の島嶼のうち、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く6,847島が離島である。このうち有人島は416島であり、架橋により常時日常交通が確保され、条件不利性を有さないなどの離島を除き、各種法令に基づき振興策等が講じられている。離島振興法による離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）については、77地域254島が指定されており、その面積は約5,308km²、人口は約38万人となっている。（国土交通省国土政策局「離島振興計画フォローアップ」（令3.6）2頁）

²¹ 人・物資等の輸送費用により生活コストが高くなる、人口規模が小さいため生活に必要なサービスが十分に提供されない等。なお、物価については、本土側の都市の平均と比較して離島での価格が1～3割程度高くなっている品目が多いとされる（国土交通省国土政策局「離島振興計画フォローアップ」（令3.6）11頁）。

²² 離島地域の人口は、昭和30年の約98万人から平成27年には約38万人に減少した。平成22～27年の5年間では9.3%の減少となり、他の条件不利地域と比較し減少幅が大きい（奄美群島－7.3%、小笠原諸島＋8.5%、過疎地域－8.1%。なお、全国では－0.8%）。一方で、定住・交流促進施策により転入超過（社会的要因による人口増加）を実現している離島も見られる。また、平成27年時点の65歳以上人口の割合は39.0%であり、他の条件不利地域の中で最も高くなっている（奄美群島31.3%、小笠原諸島12.7%、過疎地域36.7%。なお、全国では26.6%）。（国土交通省国土政策局「離島振興計画フォローアップ」（令3.6）5～8頁）

²³ 26都道県は、国が定める基本方針に基づき、離島の振興の施策を具体的に記載した離島振興計画を定めており、計画策定に当たっては、市町村が作成する離島振興計画の案をできる限り反映するよう努めるものとされている。国の基本方針では、離島の振興の意義及び方向、国の支援の基本的考え方等が定められている。

²⁴ 離島活性化交付金として、令和3年度補正予算に2.6億円、4年度予算に13.0億円が計上されている。

²⁵ 国土交通省国土政策局「離島振興計画フォローアップ」（令3.6）34～35頁

(4) 国土強靱化に資する社会資本整備等

主な要望事項

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」²⁶を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 橋梁、トンネル等の老朽化対策推進のため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援²⁷の充実を図ること。
- 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、機能強化を図り、リダンダンシーの確保や耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路の更なる指定を図ること²⁸。
- 冬期交通における安全性の確保や通学路等の交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、地方整備局等の人員体制の充実・強化を図ること。

政府は、5か年加速化対策において、①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の3分野について国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図るため、令和3年度から7年度までの5年間で重点的・集中的に対策を講ずるとしている。同対策は、全体で概ね15兆円の事業規模を目途とし、2年目となる令和4年度までの事業規模は約7.2兆円（うち国費約3.5兆円）としている。

また、令和3年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、政府は、5か年加速化対策等に基づく国土強靱化関係予算として、3年度補正予算に国費1兆8,495億円²⁹、4年度予算に国費4兆5,577億円を計上した。さらに、令和4年度には、大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応に要する定員を中心に、地方整備局・北海道開発局において776人の定員を措置した。

5か年加速化対策においては、道路ネットワークの機能強化対策（高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等）や、無電柱化対策の推進等が盛り込まれ、国土交通省は、令和3年度補正予算及び4年度予算により重点的・集中的に対策を講ずるとしている³⁰。

²⁶ 令和2年12月閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。

²⁷ 地方公共団体への技術的支援として、国による修繕代行事業や修繕に関する研修の開催等が行われている。

²⁸ 新広域道路交通計画は、平成30年の道路法改正による重要物流道路制度の創設を契機とし、都道府県・政令市版及び地方整備局等のブロック版が令和3年7月までに策定された。重要物流道路は、物流上重要な道路として国土交通大臣が指定し、機能強化を推進するものであり、令和4年4月には、新広域道路交通計画を踏まえて、供用区間（約36,000km）に加え、新たに候補路線、計画区間、事業区間が追加指定された。

²⁹ うち5か年加速化対策の加速化・深化に係る経費として国費1兆5,210億円。

³⁰ 令和4年度予算において、国土交通省は道路ネットワークの機能強化対策や道路の雪寒対策の推進等に取り組むとしている。また、地方公共団体の要望を踏まえ、地方の課題解決のため補助事業や交付金事業を適切に組み合わせ重点的に支援を行うとし、交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）の創設や無電柱化推進計画事業補助制度に係る国庫債務負担行為の拡充等がなされた。このほか、防災・安全交付金（国費8,156億円）、社会資本整備総合交付金（国費5,817億円）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

(5) 豪雪地帯対策特別措置法の改正等

主な要望事項

- 特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪地帯対策特別措置法³¹第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施すること。

我が国の豪雪地帯³²は、国土の約半分を占めているが、恒常的な降積雪により住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害されてきた。こうした状況を踏まえ、昭和37年に豪雪法が制定され、同法に基づく豪雪地帯対策基本計画により、産業の振興と民生の安定向上に寄与するよう、雪害の防除を始めとした総合的な豪雪地帯対策が実施されている。昭和46年には、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行（豪雪法第14条）及び公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ（同第15条）³³が特例措置として設けられ、10年ごとに特例措置の期限が延長されてきた。

豪雪地帯では、人口減少や高齢化が全国よりも進行しており、特に特別豪雪地帯においてはその傾向が顕著である³⁴。近年は、短期間の集中的な大雪が増加するなど、降雪の態様も変化する中で、除排雪の担い手の減少、高齢者を中心とする雪下ろし等の除雪作業中の事故の増加、道路交通への影響など、様々な課題が指摘されている³⁵。

政府は、令和3年度補正予算において豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を創設し、豪雪地帯における除排雪時の死傷事故防止のための体制整備等に向け、将来を見据えた戦略的な方針の策定（地域安全克雪方針策定事業）と、除排雪を担う共助組織の立ち上げなど方針策定に並行して行う試行的取組（安全克雪事業）に対する支援を行うとした³⁶。令和4年3月の豪雪法改正では、同年3月末が期限であった特例措置を10年延長するとともに、除排雪の安全確保等の取組を行う地方公共団体への交付金の交付等を行うとされた³⁷。

³¹ 昭和37年法律第73号。以下「豪雪法」という。

³² 豪雪法に基づき、積雪が特に甚だしいため産業の発展が停滞的かつ住民の生活水準の向上が阻害されている地域を豪雪地帯、積雪の度が特に高く、積雪により住民生活に著しい支障を生ずる地域を特別豪雪地帯として指定している。令和4年4月現在、豪雪地帯は24道府県532市町村、うち特別豪雪地帯は15道県201市町村。

³³ 本特例措置の国の負担割合は10分の5.5（特例措置に基づかない場合の国の負担割合は2分の1～3分の1）。

³⁴ 令和2年10月1日現在の人口増減率（昭和40年比）は全国+27.2%に対し、豪雪地帯-9.1%、特別豪雪地帯-37.6%である。また、高齢化率は全国28.7%に対し、豪雪地帯33.1%、特別豪雪地帯36.7%である。（国土審議会第15回豪雪地帯対策分科会（令4.6.29）資料1「豪雪地帯対策基本計画の見直しについて」10頁）

³⁵ 令和4年冬の雪害による死者数は99人に上り、除雪作業中の死者は8割弱、うち65歳以上は9割超。また、北海道で2月に記録的な大雪に見舞われ、交通機関の運休が相次ぐなど市民生活に大きな影響が出た。（国土審議会第15回豪雪地帯対策分科会（令4.6.29）資料1「豪雪地帯対策基本計画の見直しについて」11、12頁）

³⁶ 令和3年度補正予算で1.5億円、4年度予算で0.75億円を計上しており、地域安全克雪方針策定事業に対しては全額（上限額500万円）、安全克雪事業に対しては経費の2分の1を補助している。

³⁷ 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第8号）。同法に関連する衆議院災害対策特別委員会の決議及び参議院災害対策特別委員会の附帯決議では、除排雪に必要な準備・執行を行えるよう国は十分な予算措置を講ずること、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等により、地域の実情に応じた対応ができるようにするとともに、十分な予算を安定的に確保することなどが求められた。

2. おわりに

令和3年に参議院において受理した6,217件の意見書について主な要望事項を整理し、「地方議会からの意見書(1)、(2)、(3)、(4)」及び本稿において、以下の25項目の紹介を行った³⁸。その内容は、行政の各分野に及ぶ結果となっており、現在の地方公共団体が直面する課題の多様さが現れていると言える。今後もこうした地方の声に、耳を傾けていく必要があるだろう。

地方議会からの意見書(1)～(5)(令和3年)で紹介した項目

地方議会からの意見書(1)

- ①新型コロナウイルスワクチン接種
- ②こども政策の充実
- ③新型コロナの影響を受ける事業者への支援等
- ④地方財政の充実・強化
- ⑤コロナ禍による厳しい財政状況等に対処するための地方税財源の充実

地方議会からの意見書(2)

- ①選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)の法制化
- ②女子差別撤廃条約選択議定書の批准
- ③核兵器禁止条約への署名・批准
- ④中国の新疆ウイグル自治区における人権侵害問題
- ⑤日米地位協定の見直し

地方議会からの意見書(3)

- ①沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂の埋立てへの使用
- ②適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入
- ③学校教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の適切な推進
- ④私学助成の充実強化等
- ⑤教育費負担の軽減に向けた教育予算の確保・拡充

³⁸ 令和2年の意見書については、根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・徳田貴子・永簾舞衣「新型コロナウイルス感染症対策をめぐる地方の諸課題ー参議院への意見書における地方議会の要望ー」『立法と調査』No. 433(令3.4.14)、「地方議会からの意見書(1)」『立法と調査』No. 435(令3.6.1)、「地方議会からの意見書(2)」『立法と調査』No. 436(令3.7.8)、「地方議会からの意見書(3)」『立法と調査』No. 437(令3.7.30)及び根岸隆史・内藤亜美・徳田貴子・木村克哉・嵯峨惇也・永簾舞衣「地方議会からの意見書(4)」『立法と調査』No. 438(令3.9.10)参照。また、平成31年・令和元年の意見書については、根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・対馬あきな・徳田貴子「地方議会からの意見書(1)」『立法と調査』No. 422(令2.4.14)、「地方議会からの意見書(2)」『立法と調査』No. 423(令2.5.1)、「地方議会からの意見書(3)」『立法と調査』No. 424(令2.6.1)、「地方議会からの意見書(4)」『立法と調査』No. 425(令2.7.8)及び「地方議会からの意見書(5)」『立法と調査』No. 426(令2.7.31)参照。

地方議会からの意見書(4)

- ①義務教育費国庫負担制度の拡充、教職員定数改善と少人数学級の推進等
- ②出産育児一時金の引上げ
- ③補聴器購入に対する公的補助制度の創設
- ④後期高齢者の医療費窓口負担割合の原則1割負担継続
- ⑤米の需給環境改善と米価下落対策

地方議会からの意見書(5)

- ①林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化
- ②地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策等
- ③離島振興法の改正・延長
- ④国土強靱化に資する社会資本整備等
- ⑤豪雪地帯対策特別措置法の改正等

(ねぎし たかし、ないとう あみ、ばんの まさと、ながはた まい)